

第1章 県税とは

第1節 税の意義と体系、税制の基本原則

1 税の意義

日々の生活に必要な様々な財やサービスの中には、市場メカニズムに委ねていては十分に提供されないものがあり、それらは政府が「公的サービス」として提供しています。また、社会資本、教育、社会保障などは、市場のみに委ねた場合は、必ずしも必要な量や水準が確保されないおそれがあります。

公的サービスのうち、個々人が受ける便益が明確なものについては、手数料や保険料といった形で費用を賄うこととなりますが、公的サービスは基本的には社会の構成員が広く便益を受けるものであり、個々人の負担と受益とを直接結びつけることができません。このため、必要な費用は、直接の反対給付を伴わない「税」という形で賄うこととなります。

税の基本的な機能は公的サービスの財源を調達することにあります。税は社会を成り立たせるためになくしてはならないものであるため、民主主義社会では、社会の構成員である国民が自ら負担しなければなりません。また、この便益は社会の構成員が広く享受するものであることから、税は、国民が広く公平に分かち合うことが必要です。

2 税の分類

税には様々なものがあり、税の性質によっていくつかの視点から分類することができます。

(1)所得課税・消費課税・資産課税

課税ベースを経済活動のいかなる局面に求めるかに着目した分類です。

所得課税は、個人や法人の所得に担税力を見出して課税するもの（所得税・個人住民税、法人税・法人住民税など）。

消費課税は、財・サービスの消費が所得を得たり資産を取り崩したりすることにより得られる経済力の行使であることに着目し、財・サービスの消費に担税力を見出して課税するもの（消費税、たばこ税など）。

資産課税は、資産の取得や保有することに対する担税力に着目し課税するもの（相続税、固定資産税、不動産取得税など）。

これらはそれぞれに長所・短所があることから、適切に組み合わせることにより、全体として偏りのない税体系としていくことが必要といわれています。

(2) 応能課税と応益課税

必要な租税の量を何に応じて分かち合うかによる分類で、応能課税は個々の負担能力（担税力）に応じて課税するという考え方、応益課税は個々が公的サービスから受ける便益に応じて課税するという考え方です。税にはすべて応益的要素が含まれるが、地域住民による負担分任という性格を持つ地方税には、応益課税の考え方がより求められると考えられます。

(3) 直接税と間接税

転嫁の有無を基準とする区別です。一般的には、法律上の納税義務者と担税者（税を実際に負担する者）とが一致することが予定されている税を直接税と呼び、納税義務者が財・サービスの価格に転嫁し、最終的には購入者（消費者）が負担することが予定されている税を間接税と呼んでいます。直接税と間接税との税収の比率は直間比率とも呼ばれ、税体系の分析の指標の一つとして用いられます。

3 現在の地方 税制

課税主体が国である税を国税、都道府県又は市町村である税を地方税といいます。地方税は、さらに、都道府県税と市町村税に分かれています。また、用途を特定せず一般経費に充てるために課税されるものが普通税、特定の経費に充てるために課されるものが目的税として区分されています。

租税体系

地方税	道府県税	普通税	道府県民税（個人、法人、利子割、配当割、株式等譲渡所得割） 事業税（個人、法人） 地方消費税 不動産取得税 道府県たばこ税 ゴルフ場利用税 自動車取得税（※） 軽油引取税 自動車税（※） 鉱区税 固定資産税（特例分） 法定外普通税
		目的税	狩猟税 水利地益税 法定外目的税
市町村税	市町村税	普通税	市町村民税 固定資産税 軽自動車税 市町村たばこ税 鉱産税 特別土地保有税 法定外普通税
		目的税	入湯税 事業所税 都市計画税 水利地益税 共同施設税 宅地開発税 国民健康保険税 法定外目的税

国税	所得税 法人税 相続税 贈与税 消費税 酒税 たばこ税 揮発油税 地方揮発油税 石油ガス税 航空機燃料税 石油石炭税 自動車重量税 関税 とん税 印紙税 登録免許税 地方法人特別税（※1） 地方法人税（※2） 国際観光旅客税（※3） 特別法人事業税（※4） 森林環境税（※5） その他
----	---

- ※ 自動車取得税・自動車税について
 - ・令和元年9月30日をもって自動車取得税は廃止され、自動車税に環境性能割が創設されます。（令和元年10月1日施行）
- ※1 地方法人特別税について
 - ・都市と地方の税源偏在是正のため、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税を分離して創設されました（平成20年10月1日以後から令和元年9月30日までに開始する事業年度に適用）。
 - ・課税主体は国ですが、都道府県が法人事業税と併せて賦課徴収を行います（法定受託事務）。
 - ・収入額の全額は、人口と従業員数で按分して都道府県に譲与されます（地方法人特別譲与税）。
- ※2 地方法人税について
 - ・地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図ることを目的として、法人住民税法人税割の税率の引下げにあわせて、地方交付税の財源を確保するために創設されました（平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用）。
 - ・課税主体は国であり、国が法人税とあわせて賦課徴収を行います。
- ※3 国際観光旅客税について
 - ・平成31年1月7日以後の出国旅客に定額・一律（1,000円）の負担を求める国際観光旅客税が創設されました。
- ※4 特別法人事業税について
 - ・地方税の税源の偏在の是正に資するため、消費税率10%段階において復元される法人事業税（所得割・収入割）の一部（法人事業税の約3割）を分離し、特別法人事業税（国税）とします。（令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用）
 - ・課税主体は国ですが、都道府県が法人事業税と併せて賦課徴収を行います（法定受託事務）。
 - ・収入額の全額は、人口で按分して都道府県に譲与されます（特別法人事業譲与税）。
- ※5 森林環境税について
 - ・森林の公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、国内に住所を有する個人に対して、年額1,000円を課する森林環境税が創設されます。（令和6年度から課税）
 - ・課税主体は国ですが、市町村が、個人の市町村民税の均等割と併せて賦課徴収を行います（法定受託事務）。
 - ・収入額の金額は私有林面積、林業就業者数及び人口で按分して、市町村及び都道府県に譲与されます（森林環境譲与税）。

第2節 地方団体と地方税

1 地方団体の課税権

地方団体（道府県又は市町村をいいます。以下同じ。）が地方税を賦課徴収する権能（地方団体の課税権）は、地方団体の権能として、憲法並びに地方自治法及び地方税法に明示されており、地方税法第2条においては、「地方団体は、この法律の定めるところによつて、地方税を賦課徴収することができる」とされています。

地方団体は、その権能を、地域住民の代表により構成される議会によって制定される税条例によって具体的に行使します。

国民の総合的な税負担や、国と地方団体との役割分担に応じた税源配分を考慮した税体系を組み立てる必要があり、また、地方団体が課税権を行使するにあたっての地方団体相互間の課税権の調整や賦課徴収の手続を明確にする必要があることから、地方税法において、地方団体の賦課徴収できる税目、税率その他の手続等地方税制に関する基本的事項が定められています。

地方団体は、地方税法が定める規定の枠内で税条例を制定して、その条例に基づき賦課徴収を行います。（憲法 92、地方自治法 223、地方税法（以下「法」といいます。） 2）

2 地方税の賦課徴収に係る規定の形式

地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定めをするには、当該地方団体の条例によらなければなりません。

また、地方団体の長は、条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができます。（法3）

【県税の法形式】

- 1 地方税法、地方税法施行令、地方税法施行規則
- 2 富山県税条例、富山県税条例施行規則、富山県税事務取扱規程
- 3 その他関係法令、通達等

3 地方団体の長の権限の委任

地方税法上、県税等の徴収金に係る賦課徴収の権限は地方団体の長にあるとされ、また、その権限を条例の定めるところにより税務に関する事務所の長に委任することができますとされています。

このため、本県では、地方消費税、県たばこ税及び県固定資産税を除いて、総合県税事務所長に委任しています。（法3の2、富山県税条例（以下「条例」といいます。） 5①）

4 県の予算と県税収入

平成31年度の県の当初予算額（一般会計）は、総額5,548億50百万円であり、そのうち県税収入（1,406億1百万円）は、全体の25.3%を占め、富山県の重要な財源となっています。

第3節 近年の税制改革の流れ

- 1 シャープ 勸告
に基づく昭和
24年、25年
の税制の改正

日本における長期的・安定的な税制と税務行政の確立を図るため、昭和24年にシャープ使節団が来日しました。同使節団により、地方自治の確立のため、地方税収の充実と地方税制の自主性の強化が勸告され、現在の税制の基礎が築かれました。
- 2 昭和62年
63年の抜本
改革

経済の急速な成長と発展につれ、税制は累次の改正による複雑化・不公平化が顕在化してきました。また、本格的な高齢化社会の到来や、経済活動の国際化に伴う税制面の対応が急務となっていました。

こうした状況を踏まえ、個人所得課税の累進緩和、控除の見直し、法人課税の課税ベースの拡大と税率引き下げ、資産性所得については利子課税の見直しや株式等譲渡益への課税が行われ、課税の適正化が行われました。消費課税についても、限られた物品・サービスにのみ負担を求める従来の間接税制度を抜本的に改め、消費一般に広く公平に負担を求めていくため消費税が実施に移されました。
- 3 平成6年の
税制改革

個人所得課税については中堅所得者層を中心とした税負担の累増感を緩和するため、税率構造の累進緩和が行われました。消費税については税率を引き上げると同時に、地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、地方消費税が創設されました。
- 4 平成15年
度税制改正

法人事業税について、税負担の公平性の確保、応益課税としての税の性格の明確化、地方分権を支える基幹税の安定化、経済の活性化・経済構造改革の促進などの観点から、外形標準課税が導入されました。
- 5 平成18年
度税制改正

国・地方の三位一体改革の一環として、補助金改革と併せて所得税から個人住民税へ3兆円の税源移譲が行われました（H19個人住民税から適用）。応益性や偏在度縮小の観点から、個人住民税の所得割の税率は10%の比例税率とされました。
- 6 平成20年
度税制改正

喫緊の課題である地域間の税源偏在の是正に対応するため、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の措置として、法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税（国税）を創設するとともに、その収入額を人口及び従業員数を基準として都道府県に譲与する地方法人特別譲与税が創設されました。

- 7 平成21年度税制改正 道路特定財源の一般化に伴い、自動車取得税及び軽油引取税が目的税から普通税に改められました。
- 8 社会保障・税一体改革(平成24年) 消費税率(国・地方)は、社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成への第一歩として、段階的に引き上げることとされ、消費税及び引き上げ分の地方消費税については、すべて社会保障財源に充てることとされました。
- 9 平成26年度税制改正 地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部が国税化され、地方交付税原資化されました。(併せて、地方法人特別税の規模が1/3縮小され、法人事業税に還元されました。)
- 10 平成27年度税制改正 消費税率10%への引上げが平成27年10月1日から平成29年4月1日に延期されたほか、法人事業税の外形標準課税の拡大、ふるさと納税の拡充及び手続の簡素化等がなされました。
- 11 平成28年度税制改正 法人事業税の外形標準課税の拡大のほか、消費税率10%引上げ時の平成29年4月に自動車取得税を廃止し、自動車税及び軽自動車税にそれぞれ環境性能割を導入することとされました。
- 12 消費税率引上げの再延期 消費税率10%への引上げの実施時期を平成29年4月1日から平成31年10月1日に再延期したことにあわせ、地方法人特別税に関する暫定措置法の廃止、自動車取得税の廃止、自動車税及び軽自動車税における環境性能割の創設が2年半延期されました。
- 13 平成30年度税制改正 平成31年度税制改正において、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設することが決定されたほか、地方消費税の清算基準の見直し、たばこ税率の引き上げ、共通電子納税システム(共同収納)の導入等が行われました。
- 14 平成31年度税制改正 地方税の税源の偏在の是正に資するための特別法人事業税の創設、森林の整備及びその促進に充てるための森林環境税の創設、車体課税の大幅な見直し、また、ふるさと納税制度の見直し(返礼品の返礼割合を3割以下とすること等)を行うこととされました。

第4節 税用語の基礎知識

- 1 税率 税額を算出するために課税標準に対して適用される比率をいいます。地方税法においては、地方団体のとるべき税率について標準税率、制限税率、一定税率及び任意税率の4つの方式を定めています。
- (1) 標準税率 地方団体が課税する場合に通常よるべき税率として法定されている税率であって、その地方団体はその財政上必要があるときは、これと異なる税率を定めることができるものです。(法1①(5))
- (2) 制限税率 地方団体が課税する場合にこれを超えてはならないものとして法定されている税率です。
- (3) 一定税率 地方団体が課税する場合にこれ以外の税率によることを許されないものとして、法定されている税率です。(例：地方消費税・道府県たばこ税等)
- (4) 任意税率 法律上の定めをせず、地方団体が任意に定めることができる税率です。(例：水利地益税・共同施設税等)
- 2 課税客体 国民又は住民に納税義務を発生させることとなるべき法的な又は経済的な生活における現象事実をいいます。なお、課税客体は、「課税物件」ともいわれます。
- 3 課税標準 租税金額決定の基礎となるべき課税客体(課税物件)の数量、価格、品質等をいいます。例えば、事業税の課税標準は、一定の期日において算出された事業所得(事業収入)であり、固定資産税の課税標準は、一定の期日において課税台帳に登録された固定資産の価格です。
- 4 納税義務者 各税法において納税の義務を課されている者をいいます。
- 5 調定 納税義務者の納税義務を確認し、徴収又は納付させる金額を内部的に決定することをいいます。
- 6 賦課 納税義務者に対して、その納税すべき税額を決定し、納税すべき義務を課することをいいます。

- 7 徴 収 賦課された徴収金を領収することをいいます。また、賦課額を納付（入）させる手続きのみをいう狭義の場合と、納税者等が確定した租税を納付しない場合における強制処分である滞納処分も含めていう広義の場合があります。地方税法は、徴収の方法として、普通徴収、申告納付（入）、特別徴収及び証紙徴収の4種類を定めています。
- (1) 普通徴収 徴税吏員が納税通知書を当該納税者に交付することによって地方税を徴収することをいいます。（例：個人事業税・不動産取得税・自動車税の普通徴収分・鉾区税）（法1（7））
- (2) 申告納付（入） 納税者（特別徴収義務者）がその納付（入）すべき地方税の課税標準額及び税額を申告し、及びその申告した税金を納付（入）することをいいます。（例：法人県民税・法人事業税・県たばこ税）（法1①（8）、（11））
- (3) 特別徴収 地方税の徴収について便宜を有する者にこれを徴収させ、かつ、その徴収すべき税金を納入させることをいいます。（例：軽油引取税・ゴルフ場利用税）（法1①（9））
- (4) 証紙徴収 地方団体が納税通知書を交付しないでその発行する証紙をもって、地方税を払い込ませることをいいます。（例：自動車税の証紙徴収分・狩猟税の証紙徴収分）（法1①（13））
- 8 非 課 税 法律によって課税客体から除外されていて、全然納税義務を生じないこと、すなわち、地方団体の課税権の行使が法律上禁止されていることをいい、課税すれば違法課税として当然その賦課処分は無効となります。
- 9 課税免除 納税義務者に対して特別の事由がある場合に、地方団体の意思に基づき、条例によって課税権を制限して課税を免除することです。（法6）
- 10 減 免 納税義務者の担税力の減少その他納税義務者個人の事情に着目していったん発生した納税義務を減免することです。税の減免は個々の納税義務者の個別的事情を考慮して行われるものです。これに対し、課税免除は、各種の政策目的（課税対象の公共性）、税負担の均衡等に着目して、いわば画一的に一定の範囲のものに課税しないものであり、いわば条例による非課税措置を意味するものです。この点で課税免除と税の減免とは異なります。（法61、条例26等）